太田市職員等災害等情報緊急連絡メール配信要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害、防災等に関する情報(以下「災害等情報」という。) を迅速に提供することにより、災害等が発生した場合の緊急時における職員 の参集及び応急対策を速やかに実施するため、太田市職員等緊急連絡メール (以下「緊急連絡メール」という。)の配信に関し必要な事項を定めるものと する。

(配信)

第2条 緊急連絡メールは、パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。) から入力した災害等情報を、市と契約を行った外部委託業者が設置する専用システム(以下「配信装置」という。)を介して、電子メールにより、緊急連絡メールの利用の登録をした者の携帯電話又はパソコンに配信するものとする。

(配信部署等)

- 第3条 緊急連絡メールの配信は、次に掲げる部署に属する市長にあらかじめ 指定された職員(以下「配信担当職員」という。)があらかじめ指定されたパ ソコンから行うものとする。
 - (1) 危機管理室
 - (2) 通信指令課
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた部署
- 2 前項の規定にかかわらず、配信担当職員が緊急連絡メールを配信すること ができないやむを得ない理由があると認められるときは、同じ部署の職員が 配信するものとする。
- 3 緊急連絡メールにより配信する災害等情報は、災害、防災その他特に配信する必要があると思われる情報(発生、終了(解除を含む。)及び訂正に係るものを含む。)とする。
- 4 緊急連絡メールの配信は、随時に行うものとする。

(ログイン I Dの管理及び送付)

- 第4条 配信装置を利用する場合の認証を受けるために必要な情報(以下「ログインID」という。)の管理は、危機管理室長が行う。
- 2 危機管理室長は、ログインIDに係る情報を適正に管理しなければならない。

- 3 危機管理室長は、ログインIDを第3条第1項に規定する部署の所属長に 送付するものとする。
- 4 ログインIDを送付された第3条第1項に規定する部署の所属長は、速やかにパスワードを設定し、その取扱いについては十分注意しなければならない。

(受信者)

- 第5条 緊急連絡メールの受信者(以下「受信者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市職員(会計年度任用職員を含む。)
 - (2) 市行政管理公社職員(会計年度任用職員を含む。)
 - (3) 市及び市行政管理公社を退職後2年を経過しない者のうち配信を希望するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた者 (利用の登録)
- 第6条 緊急連絡メールを利用しようとする者は、職員等緊急連絡メール登録 (辞退)用紙(様式第1号。以下「登録用紙」という。)に必要事項を記入の 上、危機管理室長又は危機管理室長が指定した部署に提出するものとする。登 録した事項が変更となった場合も、同様とする。
- 2 危機管理室長又は危機管理室長が指定した部署の所属長は、登録用紙の提 出があったときは、速やかに必要事項を確認の上、配信装置に登録するものと する。

(利用の辞退)

第7条 受信者が利用を辞退するときは、登録用紙に必要事項を記入の上、危機 管理室長又は登録申請を行った部署に提出しなければならない。

(登録の抹消)

- 第8条 市長は、受信者が次の各号のいずれかに該当するときは、配信装置から 抹消し、緊急連絡メールの配信を中止するものとする。
 - (1) 第5条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条の規定により利用を辞退したとき。
 - (3) 緊急連絡メールが3回連続して配信不能となったとき。

(登録情報の管理)

第9条 配信装置に登録されている利用登録に係る情報は、登録を行った部署

において管理し、その情報は、登録を行った部署間において常に共有するもの とする。

(費用負担)

第10条 配信装置の設置及び緊急連絡メールの配信に要する費用は、市が、受信に係る費用は、受信者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。